

# 公益財団法人福岡市文化芸術振興財団

## 賛助会「wa+club(わたすクラブ)」規程

(趣旨) 第1条 この規程は、公益財団法人福岡市文化芸術振興財団（以下「財団」という。）の賛助会「wa+club(わたすクラブ)」に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 この制度は、会員の文化芸術鑑賞機会の増大を図るとともに、会費をもって福岡市の文化芸術活動の振興を図ることを目的とする。

(申込み)

第3条 入会を希望する者は、財団に対し、所定の入会申込書により申し込まなければならない。

(会員の区分)

第4条 会員の区分は、次のとおりとする。

- (1) 個人会員 個人で入会する場合
- (2) 法人会員 企業、団体等が組織として入会する場合
- (3) 地域会員 福岡市内の各自治協議会が組織として入会する場合

(会員の特典)

第5条 個人会員、法人会員及び地域会員は、次の特典を受けることができる。ただし、(1)以外の特典で施設等を利用する際は会員証を提示しなければならない。

- (1) 財団機関誌及び福岡市美術館、福岡アジア美術館、福岡市博物館（以下「3館」という）広報誌等の定期送付
- (2) 3館常設展の無料観覧及び特別展の割引入場（一部対象外あり）
- (3) 会員限定イベントへの案内
- (4) 福岡市総合図書館映像ホール「シネラ」の割引入場（一部対象外あり）
- (5) 財団事業の案内、優先的な申込み、割引等
- (6) 財団と提携する施設等における入場料等の割引
- (7) その他財団が提供するサービス

(会費)

第6条 会員は、所定の会費を支払わなければならない。会費は次のとおりとする。

(1) 個人会員

全期（各年 4月1日～翌年3月31日）

1口 2、000円

半期（各年10月1日～翌年3月31日）

1口 1、500円

(2) 法人会員

全期（各年 4月1日～翌年3月31日）

1口 30、000円

(3) 地域会員

全期（各年 4月1日～翌年3月31日）

1口 30、000円

2. 会費は、現金または振込み等により納入するものとする。
3. 会費は、第1項の金額を原則とするが、理事長が特別な理由があると認める場合は、別に定めることができる。
4. 既に納入された会費は、理由のいかんを問わず、返還しない。  
ただし、理事長が特別な理由があると認めたときは、この限りではない。

(会費の用途)

第7条 前条の会費は、その50%以上を公益目的事業に、他は管理費及び会員に対する事業に使用するものとする。

(期間)

第8条 会員の期間は、各年4月1日又は10月1日から翌年3月31日までとする。

(会員証)

第9条 会員には、入会申込書及び会費の納入を確認した後、会員証を交付する。法人会員にあっては1口あたり会員証を10枚、地域会員にあっては、1口あたり会員証を15枚交付する。

- 2 会員証は入会した個人又は法人が会員であることを証明するものであり、他人、他団体に貸与又は譲渡することはできない。
- 3 特典を受ける場合は、必ず会員証を提示するものとし、提示がない場合は特典を受けられないものとする。

- 4 会員証を破損、紛失又は盗難にあった場合は、財団にその旨を届け出なければならない。なお、再発行を希望する場合は、申請書に記入し、手数料 300 円を納入するものとする。

(届出事項の変更の届出)

- 第 10 条 会員は、氏名、住所、その他会員となった際に届け出た事項に変更があったときは、財団にその内容を届け出なければならない。
- 2 前項の届出がないため、財団からの通知その他の送付書類が延着し、又は到達しなかったときは、通常到達すべきときに会員に到達したものとみなす。

(退会)

- 第 11 条 会員は、財団へ申し出ることにより、いつでも退会することができる。
- 2 前項において、既納の会費はいかなる理由があってもこれを返還しない。また、会員は会員証の残有効期間内の特典について放棄するものとする。

(除名)

- 第 12 条 財団は、会員が次の各号のいずれかに該当する場合は、これを除名することができる。
- (1) 財団の名誉を傷つけ、又は財団の目的に反する行為をしたとき。
  - (2) 会員証を不正に使用したとき。
  - (3) その他財団に対して著しい損害を与えたとき。
- 2 前項の規定により会員を除名しようとするときは、財団は当該会員に対し、弁明の機会を与えなければならない。

(資格の喪失) 第 13 条 会員は、次の各号のいずれかに該当する場合は、その資格を喪失する。

- (1) 死亡若しくは失踪の宣告を受けたとき、又は会員である団体が消滅したとき。
- (2) 会員の期間が満了したとき。
- (3) 退会したとき。
- (4) 財団から除名されたとき。

(会員に関する情報の取り扱い)

- 第 14 条 本会の会員に関する情報は、会員証番号、会員の氏名、住所、電話番号、メールアドレス、年齢に限ることとし（以下、これらを総称して「会員情報」という）、財団はその取り扱いについて必要かつ適切な措置を講じることとする。

(会員情報の利用目的) 第 15 条 会員情報の利用目的は次のとおりとする。

- (1) 財団が第 5 条で定めた特典の情報を会員宛に郵便等により送付すること。
- (2) 会員が特典を利用する際に、第 9 条第 3 項に基づき会員本人を確認するため利用すること。
- (3) 会員の希望に基づき、会員にとって有益であると財団が判断する情報を会員宛に郵便等で送付すること。
- (4) 財団が、会員を特定することができない形式により統計資料とすること。

(会員情報の利用)

第 16 条 財団は、会員情報を前条の利用目的または次の項目に該当する場合を除き、会員の同意を得ないで第三者（財団が本会に関する業務を委託するもの及びその再委託先を除く。）に対して提供しないものとする。

- (1) 法令に基づき請求される場合。
- (2) 緊急を要する等のため、会員の同意を得ることが困難であると財団が認める場合。
- (3) その他必要であると財団が判断する場合。

附 則 この規程は、平成 14 年 5 月 1 日から施行する。

附 則 この規程は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 この規程は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 この規程は、平成 23 年 9 月 5 日から施行する。

附 則 この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 この規定は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 この規定は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。